

新年度となり、新しく始める研究、もしくは新たなメンバーを迎えた研究はありませんか。

第 20 回目の今回は、「北里大学病院で臨床研究を行う方に知っておいていただきたい事項のお知らせ(周知事項)」です。

新入職者、復職者、すでに研究に携わっている方にも共有くださいますと幸いです。

1. [「北里大学病院における学術集会への演題応募等に必要となる倫理的手続きに関する基本方針」](#)

北里大学病院では、臨床研究等に携わるすべての関係者の方に本基本指針の遵守を求めています。

研究に携わる前にご確認ください。

2. 研究の情報共有と適正な実施

・研究責任者は、研究の開始前や、研究計画書や実施体制変更時に、研究分担者等と研究計画書等の内容を共有するためのミーティングを開催してください。

(感染状況、内容によってはミーティング以外の方法も適宜ご検討ください)

・研究責任者は、研究の進捗状況を適切に把握し、研究分担者等と情報共有を図り、研究の適正な実施及び研究結果の信頼性の確保に努めてください。

3. 電子カルテへの研究情報の登録(介入研究、前向き観察研究)

・研究責任(分担)者は、研究対象者より研究参加の同意を得た後、電子カルテに

「[臨床研究情報記載用テンプレート](#)」にて研究情報を登録してください。

・本テンプレート入力内容は患者プロフィール画面(電子カルテの患者選択後に最初に表示される画面)に「臨床研究情報」のタイトルで表示され、研究参加中の患者であることが認識しやすくなります。

重複登録防止や研究でやらなければいけない事項の実施漏れ対策等にお役立てください。

4. 北里大学病院の臨床研究よろず相談窓口

HRP(Human Research Protections)室

東館 8 階 内線 9775 月-金 8:30-17:00

((内容によっては担当部門へのご案内となる場合、回答が難しい場合がございます。ご当室の活動として、いただいたお問い合わせを個人・ご所属を特定できない形で学会発表等に使用させていただく場合がございます))

研究対象者を保護し安全・適正な臨床研究を実施できるよう、ご理解ご協力をお願いいたします。